e-Tax 申告データを利用した
個人企業経済調査の回答方法

◇　申告データを取り込むことにより調査への回答が可能です。

・令和７年分の確定申告を e-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信した場合、e-Tax ソフト（web 版）からダウンロードした申告データ※を利用して調査への回答ができます。

※　ダウンロードをする場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です（パソコン・スマートフォン）

【取り込むことができる申告書】

所得税青色申告決算書	一般用	農業所得用	不動産所得用	現金主義用
収支内訳書	一般用	農業所得用	不動産所得用	

◇　申告データを利用した回答の流れ

・調査票へ申告データ（XTX ファイル）を取り込むことにより、「11　企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の各調査項目へ自動で値が入力されます。

・申告データが複数ある場合でも、一括で取り込むことが可能です。

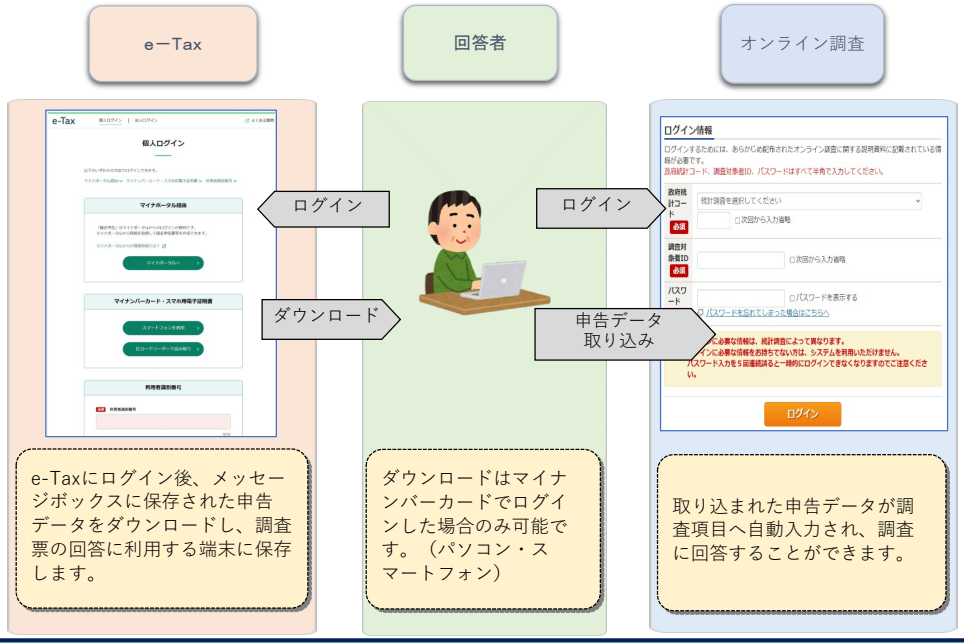

国税電子申告・納税システム e-Tax

e-Tax へログインし、メッセージボックスを閲覧するには、**マイナンバーカード等の電子証明書が必要**です。

※　詳細については、e-Taxのホームページから、「１．メッセージボックスのセキュリティ強化」をご確認ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/msgbox_enhanced_security.htm

申告データの取り込みについてご不明な点は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】　個人企業経済調査・経済センサス-活動調査実施事務局
【フリーダイヤル】　０１２０－４９２－０４８（無料）
ＩＰ電話などフリーダイヤルに接続できない場合　０３－６２６２－７４５６（有料）
※　おかけ間違いのないようお願いいたします。
【受　付　時　間】　９：００～１８：００（土・日・祝日を除く）
オンライン調査の回答方法については「インターネット回答の操作ガイド」をご参照ください。

1　申告データのダウンロード

（1）　e-Tax ソフト（WEB 版）へのアクセス・ログイン

e-Tax ソフト（WEB 版）の「個人ログイン」画面に接続します。『マイナンバーカード・スマホ用電子用証明書』の「スマートフォンを利用」ボタンをクリックして、画面の指示に従ってログインしてください。

【個人ログイン】画面

【e-Taxホームページからのアクセス手順】

1. e-Tax ホームページにアクセス

2. e-Tax ホームページの右上の「ログイン」をクリック
3. 「個人の方」をクリック
4. 「個人ログイン」画面が表示

個人ログイン画面のＱＲコード

実物マイナンバーカード又はスマートフォンのマイナンバーカードをお手元にご用意の上、『スマートフォンを利用』ボタンをクリックします。

※メッセージボックスの確認方法については、e-Tax ホームページの「よくある質問（Q&A）」から以下の手順でご確認ください。

1.「よくある質問（Q&A）」
2.「各種ソフト・コーナー」

3-1.**パソコン**の場合
①「e-Tax ソフト(WEB 版)についてよくある質問」の「「メッセージボックス」についてよくある質問」
②【メッセージボックス関係】
③「1.パソコンを利用して e-Tax ソフト（WEB 版）で受付結果（受信通知）を確認するにはどうすればいいですか。」
④**「手順④」**

3-1.ＱＲコード

3-2.**スマートフォン**の場合
①「e-Tax ソフト(WEB 版)についてよくある質問【スマートフォンをご利用の場合】」
②【Android 端末・iPhone 共通】
③「11.スマートフォンを利用して e-Tax ソフト(WEB 版)で受付結果（受信通知）を確認するにはどうすればいいですか。」
④**「手順②」**

3-2.ＱＲコード

利用者識別番号を使ってログインする場合、マイナンバーカード等の電子証明書をお持ちでない方は、申告データをダウンロードできません。

（２） ダウンロード

【メインメニュー画面】が表示されたら、メッセージボックスの『お知らせ・受信通知』ボタンをクリックします。
受信通知の受付結果等が【受信フォルダ】に表示されますので、受信メッセージの中から、個人企業経済調査の調査票に取り込む申告データをクリックしてください。

【メインメニュー画面】

【お知らせ・受信通知】

【「受信フォルダ」の表示について】
該当の手続き名は「所得税及び復興特別所得税申告」です。

調査票へ取り込む申告データは令和７年申告分となりますので、個人企業経済調査の調査票に取り込む申告データをクリックした後の**【受信通知】**（４ページ参照）で、申告等内容の『**年分**』が、『**令和０７年分**』となっていることを確認してください。

（3） 保存

【受信通知】画面が表示されたら、申告年等をご確認の上、『保存する（XML 形式）』ボタンをクリックして、ご利用の端末に保存します。

【受信通知（パソコン表示）】

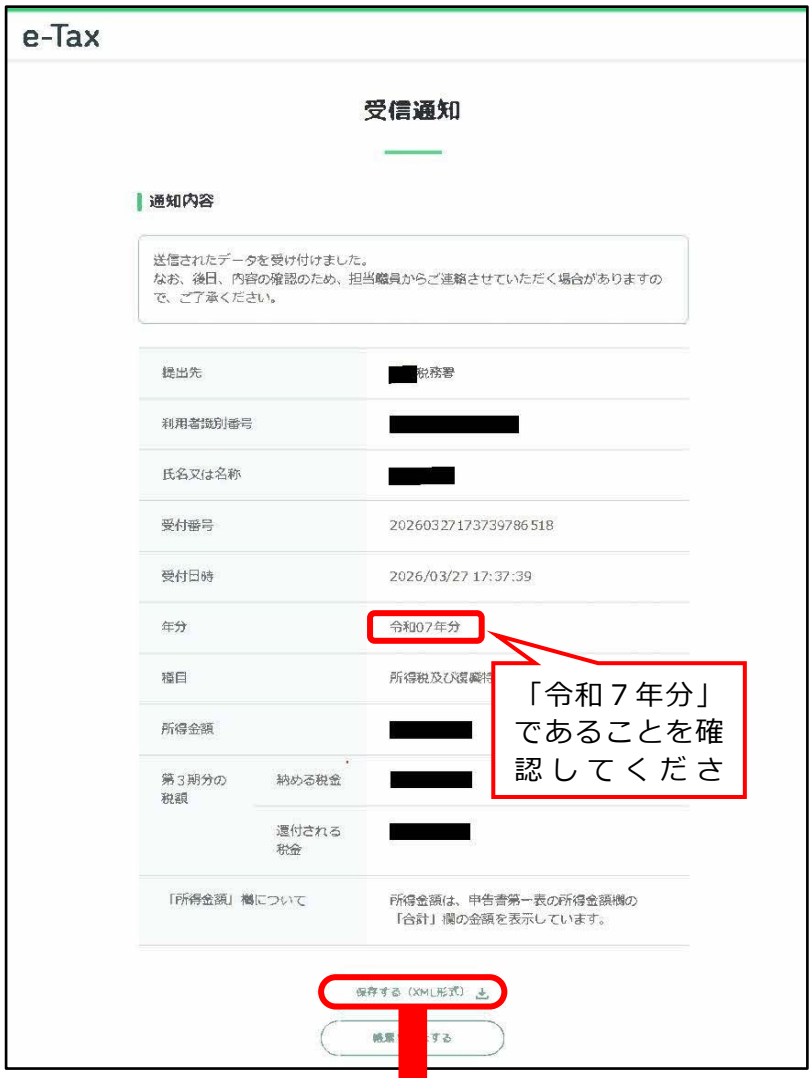

【受信通知（スマートフォン表示）】

※スマートフォンの場合、XML ファイルの保存先等がご使用の端末によって異なりますので、端末の操作方法等を確認の上、ご対応ください。

（参考 国税庁 よくある質問）
入力したデータの保存場所が分からない場合
https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuaru_sp/cat1/cat15/scid1474.html

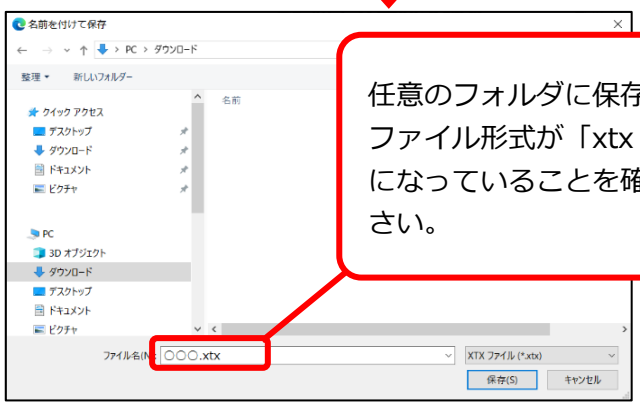

任意のフォルダに保存します。
ファイル形式が「xtx ファイル」になっていることを確認してください。

【取込み可能な申告書】

- 所得税青色申告決算書（一般用）
- 所得税青色申告決算書（農業所得用）
- 所得税青色申告決算書（不動産所得用）
- 所得税青色申告決算書（現金主義用）
- 収支内訳書（一般用）
- 収支内訳書（農業所得用）
- 収支内訳書（不動産所得用）

【受信通知】画面に**「送信されたデータを受け付けました。」**と記載があるか確認してください。こちらのメッセージが出ている場合は、正しく送信されているので、xtx ファイルをダウンロードしてください。

2　申告データの取り込み

「入力者情報」及び「設問 1～10」の回答を入力後、「設問 11」（画面 G）まで進むと、申告データ取り込み画面が表示されます。

❶「インポートする電子データファイルの選択」欄の『ファイルを選択する』ボタンをクリックし、「１申告データのダウンロード」 （３）保存 で任意のフォルダに保存した申告書の電子データファイルを選択します。

【設問 11 画面（画面 G)】

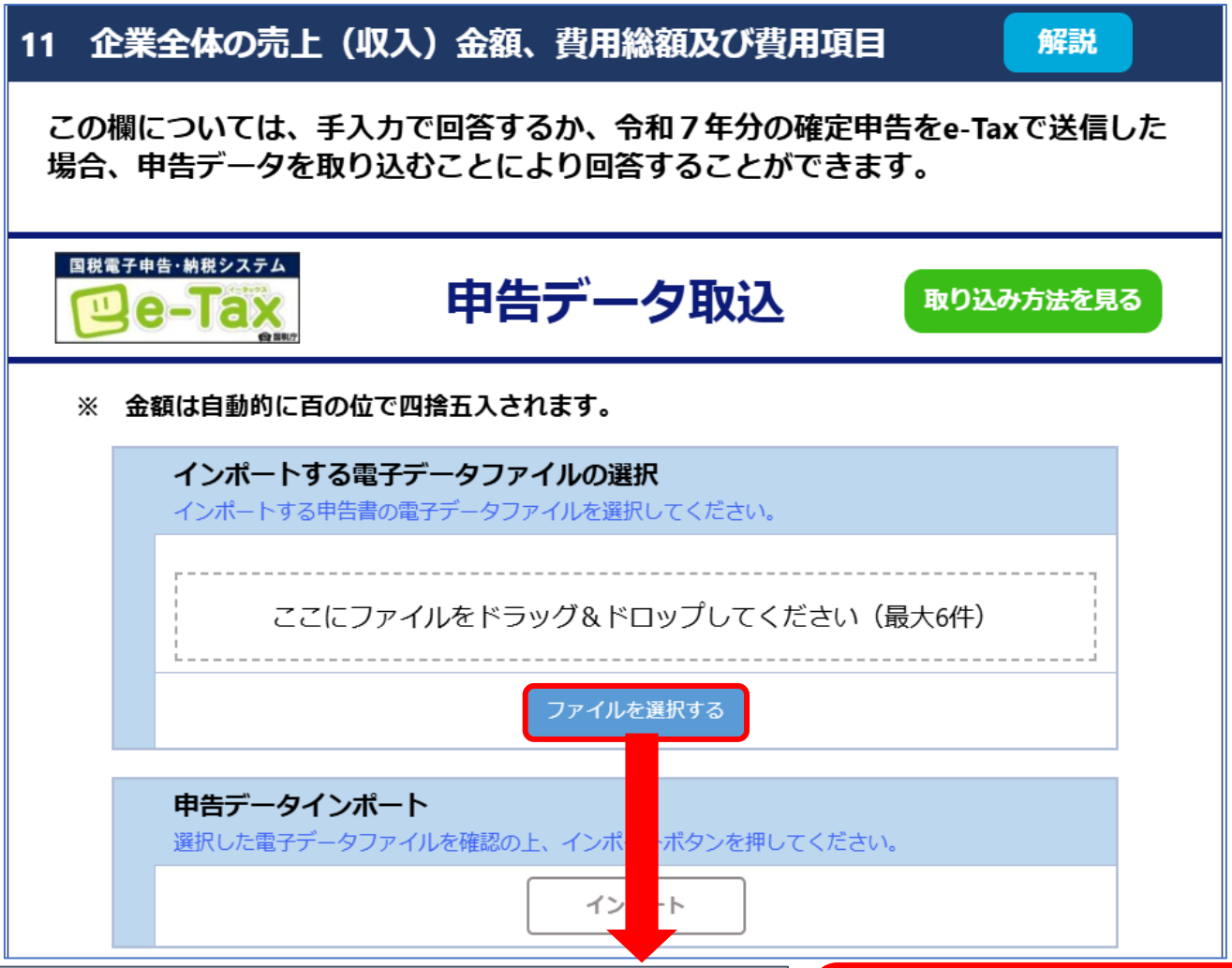

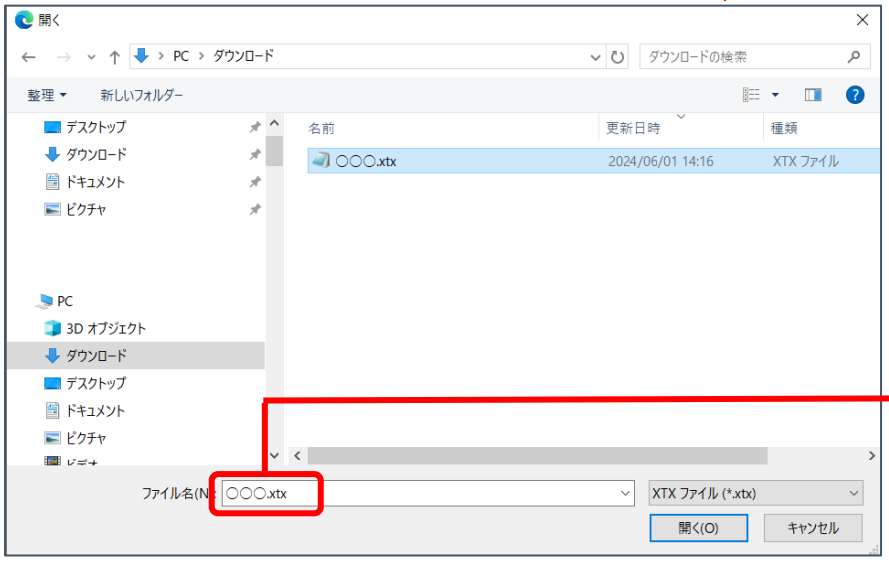

ファイル名が、e-Tax のメッセージボックスからダウンロードした電子データと同一であることを確認してください。

❷❶で選択した電子データファイルを確認し、『インポート』ボタンをクリックします。

【設問 11 画面】（ファイル選択後）

複数の申告データを取り込む場合

複数の申告書を e-Tax で申告している場合は、複数の申告データファイルを取り込むことができます。

複数の申告データを取り込む場合は、 ＋ファイルを追加する ボタンをクリックして、申告書の電子データファイルを選択し、 一括インポート ボタンをクリックしてください。

【設問 11 画面】

【設問 11 画面】

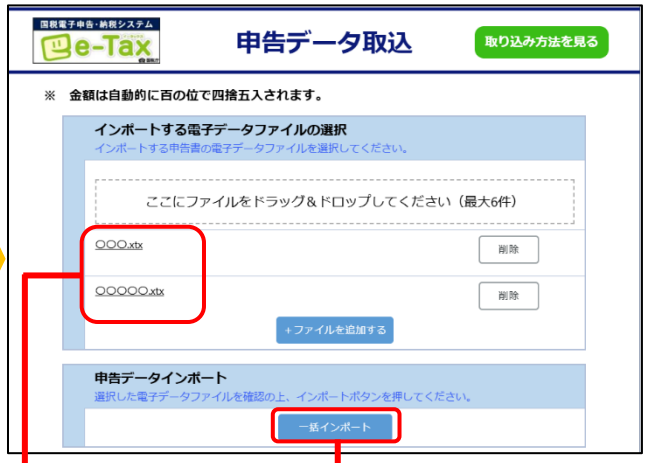

選択したファイル名が表示されます。

『一括インポート』と表示されます。
選択したファイルをご確認の上、クリックしてください。

❸下図のように設問 11 の各項目に申告データの数値が自動入力されます。自動入力された内容に誤りがないか確認し、『次へ進む』ボタンをクリックします。

【設問 11 画面】（インポート後）

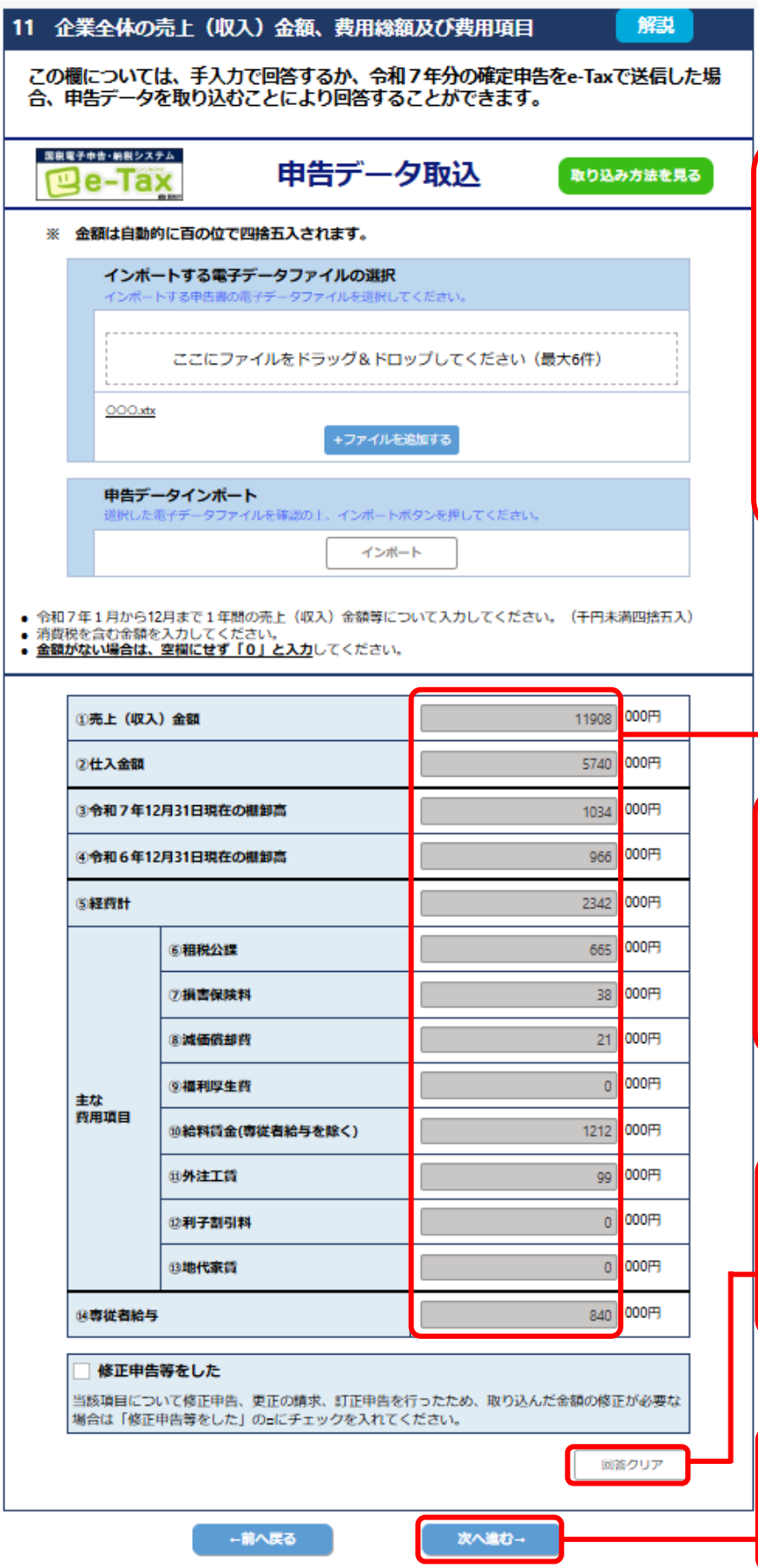

申告データの数値が調査票に自動入力されていますので、誤りがないか確認してください。

申告データは、金額が円単位のため、百の位を四捨五入して千円単位で表示しています。

自動入力された値を直接編集することはできません。
修正申告、更正の請求、訂正申告を行った等、自動入力された値の修正が必要な方は、次ページ「修正申告等をした場合」をご参照ください。

『回答クリア』ボタンをクリックすると、自動入力された値がすべて削除され、申告データ取り込み前の初期状態に戻ります。

自動入力された内容に誤りがなければ、『次へ進む』ボタンをクリックして次の設問へ進みます。

修正申告をした場合

修正申告、更正の請求、訂正申告のいずれかを行った方は、ダウンロードした申告データが最終的な申告データではない場合があるため、最終的な確定申告の金額と相違ないか必ずご確認ください。

最終的な確定申告の金額と異なる場合は**正しい金額に修正する必要があります**。

修正する場合は、**『修正申告をした』チェックボックスをクリック**して、**表示される入力欄へ入力**してください。入力後、**修正した内容に誤りがないか確認**し、**『次へ進む』ボタンをクリック**してください。

【設問 11 画面】

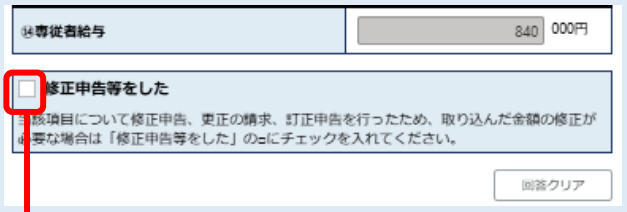

①『修正申告等をした』にチェックを入れます。

【設問 11 画面】

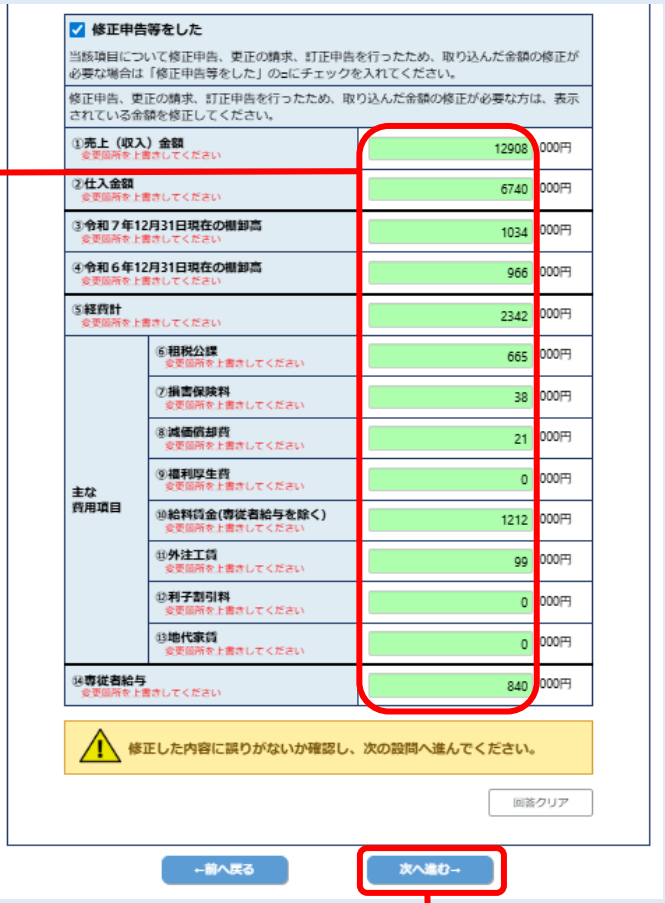

②入力欄が表示されます。
変更箇所を上書きしてください。

変更しない項目は、
表示されたままにします。

③修正した内容に誤りがないことを確認したら、『次へ進む』ボタンを押して次の設問へ進みます。

e-Tax の申告データを利用した回答方法に関するＱ&Ａ

Q1 保存データ（拡張子が［.data］の DATA ファイル）を取り込もうとすると、エラーが表示され取り込むことができません。

A1 保存データは取り込むことができません。e-Tax 受付システムからダウンロードした申告データ（拡張子が［.xtx］の XTX ファイル）を取り込んでください。なお、取り込むことができる申告書の種類は下記のとおりです。

【取込み可能な申告書】

所得税青色申告決算書	一般用	農業所得用	不動産所得用	現金主義用
収支内訳書	一般用	農業所得用	不動産所得用	

Q2 e-Tax から申告データをダウンロードしたいのですが、該当のメッセージに鍵マークが付いており、閲覧することができません。

A2 個人の方が、利用者識別番号及びパスワードでログインした場合は、一部を除きメッセージの詳細を確認できません。e-Tax のメッセージボックスから鍵マーク付きのメッセージを閲覧するには、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

詳細については、２ページに記載している手順に従い、e-Tax のホームページからご確認ください。

Q3 共同経営で事業を経営し、経営者ごとに確定申告を行っています。共同経営の場合でも申告データを取り込むことができますか。

A3 共同経営の場合でも、e-Tax で確定申告を行っていれば、申告データを取り込むことができます。複数の申告データを取り込むことが可能で、取り込んだすべての申告データを合算して自動入力します。

Q4 申告データを取り込んで回答送信をした後、修正申告をしました。回答データの修正は必要でしょうか。

A4 修正が必要です。

申告データを取り込んだ際に自動入力された値は、手入力により修正することができます。

６月 30 日（火）までは回答内容の修正ができますので、該当箇所の修正を行ってください。

すでに回答送信を行った調査票の内容を修正する方法は、『インターネット回答の操作ガイド』の最終ページ（裏表紙）に記載の「よくあるご質問」を参照してください。